

学校防災マニュアル (概要版)

東京都北区教育委員会

はじめに

近年全国各地で、地震や風水害等による大規模自然災害の相次ぐ発生や、また、首都直下地震の切迫性が叫ばれており、災害への備えが喫緊の課題となっている。

地震、火災、水害等の災害から園児、児童、生徒の命を守るためには、災害への事前の備えとともに、災害時の迅速かつ的確な対応が重要となる。

本冊子は、学校園及び教職員一人ひとりが災害時に取るべき行動について「学校防災マニュアル（概要版）」としてまとめた。ただし、災害時の対応は、学校園ごとに作成した「学校防災計画」又は「消防計画」に基づいて活動することを基準とし、本冊子では北区の学校として基本方針及び統一的対応が求められることを示している。

● 北区防災気象情報メール配信サービスに登録！

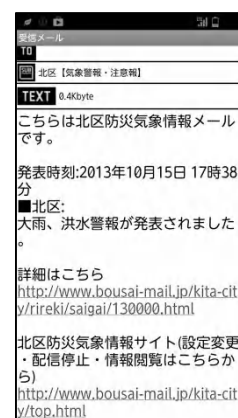
児童・生徒等を災害から命を守るための“災害対応基準”となる防災気象情報等を、迅速に把握し対処することが求められる。

北区では、気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報、北区から避難勧告等の緊急情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを提供し、誰でも登録することができる。

最新の災害・防災情報が即時に配信されるので登録しておくといよい。

登録方法などの詳細は、下記ホームページを参照。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/620/062092.htm>



北区防災気象情報メール

I. 災害時における学校の組織体制

1. 北区災害対策本部の設置

北区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、区長は「北区災害対策本部」を設置する。

2. 災対教育委員会事務局の設置

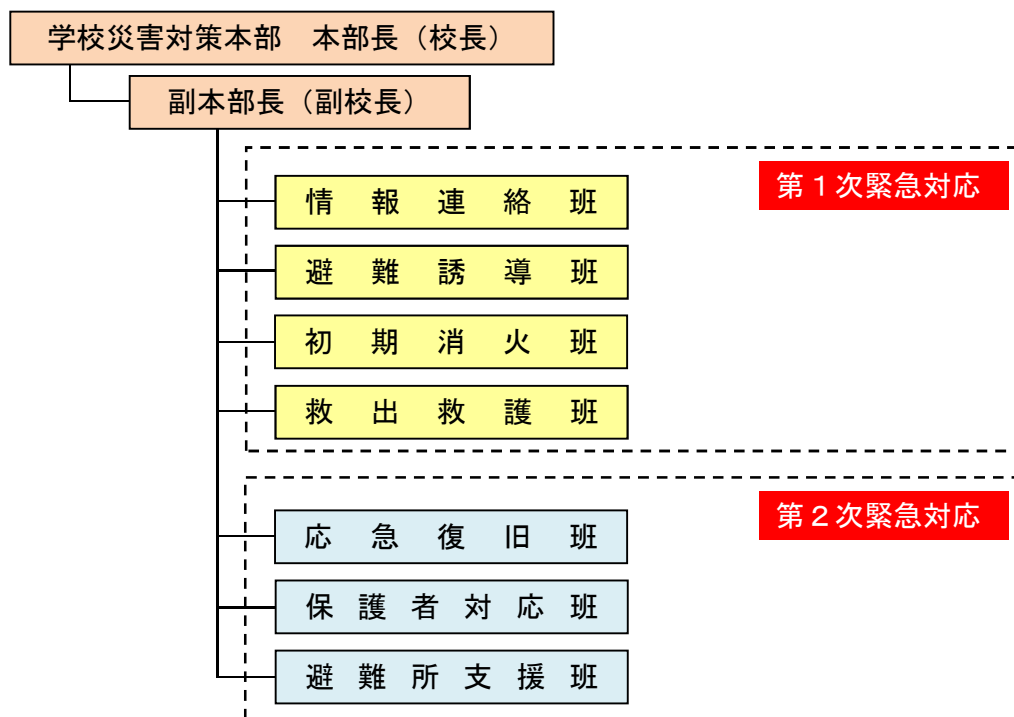
北区災害対策本部が設置されると同時に、災対教育委員会事務局を区役所第二庁舎2階（教育政策課）に設置する。

3. 学校の災害対策本部

(1) 学校の災害対策本部の設置

教育長は、災対教育委員会事務局の開設と同時に、区立学校の長に「（名を冠した）災害対策本部」の開設を指示する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部を自動的に設置する。

(2) 学校の災害対策本部の組織（地震発生時を想定） [例]



※第1次緊急対応を優先して対応に当たる。

役割分担	主な活動内容
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 校内の被害状況把握 児童生徒等、教職員の安全確保 校内放送等による連絡・指示 応急対策の決定 報道機関への連絡、対応
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 119番通報 情報収集 教育委員会との連絡調整（状況報告、必要物資要求等） 非常時持出品の搬出 記録日誌、報告書の作成
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等及び教職員の安否確認（名簿による確認） 安全な避難経路で避難誘導 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 児童生徒等の不安緩和 負傷者の把握
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 近隣危険箇所の巡視 避難場所の安全確認（学校内が危険な時は、避難広場等へ避難する） 被害の状況確認 二次災害の防止
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> 職員2人1組からなる数チームを編成、救出・救護にあたる 負傷者や危険箇所等の確認及び本部への通報 負傷者の搬出・応急手当 医師等の確保・救急医薬品の確認 医療的ケアが必要な児童生徒等の対応 行方不明者の捜索 関係医療機関との連携
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の構造的被害状況の把握 危険箇所の立入禁止表示 応急復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理 授業教室の確保
保護者対応班	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への情報発信 身元確認 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す 引き渡し場所の指定 児童・生徒等の保護
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> 北区災害対策本部及び自主防災組織と連携した避難所の開設・運営支援 立入禁止区域の設定・表示 避難者の名簿作成 避難者受入れ場所の開放・表示

Ⅱ. 地震への対応

1. 学校の災害対応基準

(1) 児童・生徒等在校時

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
北区で 震度5弱 以上の揺れが 観測された場 合	学校災害対策本 部の設置 ※本部長は校長、 副本部長は副 校長 ・全ての授業又は 学校行事を直 ちに打ち切る。 ・関係機関へ状況 報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等への避難指示 児童生徒等の安否確認 情報収集 施設の安全確認と被害調査 児童生徒等への待機指示と保護 保護者への連絡と児童生徒等の引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と被害調査 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> （指示に従い）安全な場所へ避難 保護者等が引き取りに来るまで安全な場所で待機 授業再開の連絡があるまでの間、学校は臨時休校とする。
北区で 震度4 の揺れが観測 された場合	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等への避難指示 児童生徒等の安否確認 情報収集 施設の安全確認と被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と被害調査 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> （指示に従い）安全な場所へ避難 安全確認後、通常の授業に戻る。

※事務職員等とは、授業担当教員以外の事務職員、用務職員、調理員、業務委託員等をいう。

(2) 夜間・休日等の参集基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
北区で 震度6弱 以上の揺れが 観測された場 合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	全教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 （第三次非常配備態勢）	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の安否確認 施設の安全確認と被害調査 応急対策業務（学校参集職員と連携）
北区で 震度5強 の揺れが観測 された場合		予め指定された教職員（全体の7割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 （第二次非常配備態勢）	
北区で 震度5弱 の揺れが観測 された場合		予め指定された教職員（全体の3割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 （第一次非常配備態勢）	

2. 在校中に地震が発生した場合の対応

(1) 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の大地震が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、本部長の指揮の下に学校防災計画で定められた役割分担に従い活動に従事する。ただし、目前にある緊急事態を最優先とするなど、児童・生徒等の安全確保を第一に行動する。

(2) 情報連絡活動

情報連絡班は、児童・生徒等及び教職員の安否の確認や区災害対策本部への情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。

児童・生徒等及び教職員、学校施設・設備等の被災状況が把握できたら、「学校被害状況報告書」（様式101）で災対教育委員会事務局（教育政策課）に報告する。

(3) 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とし、周囲の状況を確認して最善のルートを選択する。

児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人ひとりを把握し、避難誘導に努める。

教 職 員 の 避 難 誘 導 の 指 針

児童・生徒等の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も（「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」）を合言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。

なお、出席簿及び緊急時引き渡しカードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管しておく。

(4) 校内の消火・校内巡視

校内から出火した場合は、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送等で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう安全の確保に十分配慮する。

校内巡視は、二段階に分けて実施する。一次巡視は、地震発生直後に、行方不明の児童・生徒等の捜索や出火危険の高い部屋を優先的に巡回し、火災が発生している場合には初期消火に当たることを目的に行う。二次巡視は、施設・設備の被害状況の把握と立ち入り禁止区

域の設定など二次災害の防止策を講じることを目的に行う。

巡視をする際は、二人以上で行い、ヘルメット、懐中電灯などの必要機材を用意し、安全に配慮して実施する。

(5) 救護活動

負傷者が発生した場合、救護スペースとして保健室などを利用し、応急処置は養護教諭を中心に救出救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒に対しては救護の補助を依頼する。

校庭等に避難する場合、救出救護班は救急医薬品を携帯する。

(6) 搬出活動

校内からの出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

災害状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

(7) 二次災害への対応

地震の揺れが収まった後、次に発生する火災等の二次災害についても正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動を行う。

想定すべき二次災害の例	
火災	<input type="checkbox"/> 学校からの出火 <input type="checkbox"/> 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	<input type="checkbox"/> 建物の倒壊 <input type="checkbox"/> 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊） <input type="checkbox"/> 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等） <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 雪害

(8) 児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引き渡し）

① 児童・生徒等の引き渡しルール

震度	学校の対応
震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none">安全が確認できるまで、児童・生徒等は、原則として学校で待機させる。保護者等が引き取りに来た時点で、下校させる。さらに大きな地震が予想される場合には、引き取りに来た保護者を含めて、校内で待機させる。
震度4	<ul style="list-style-type: none">安全が確認できたら、通常の授業に戻る。必要な場合は、放課後の活動を取りやめ、地区別に集団下校させるなどの措置を講ずる。自宅の鍵を保持していない児童・生徒等は、保護者に連絡し、必要に応じて引き取り等を依頼する。（保護者がすぐに来られない場合は、学校で待機させる。）
震度3以下	<ul style="list-style-type: none">状況確認後、通常授業・通常下校。

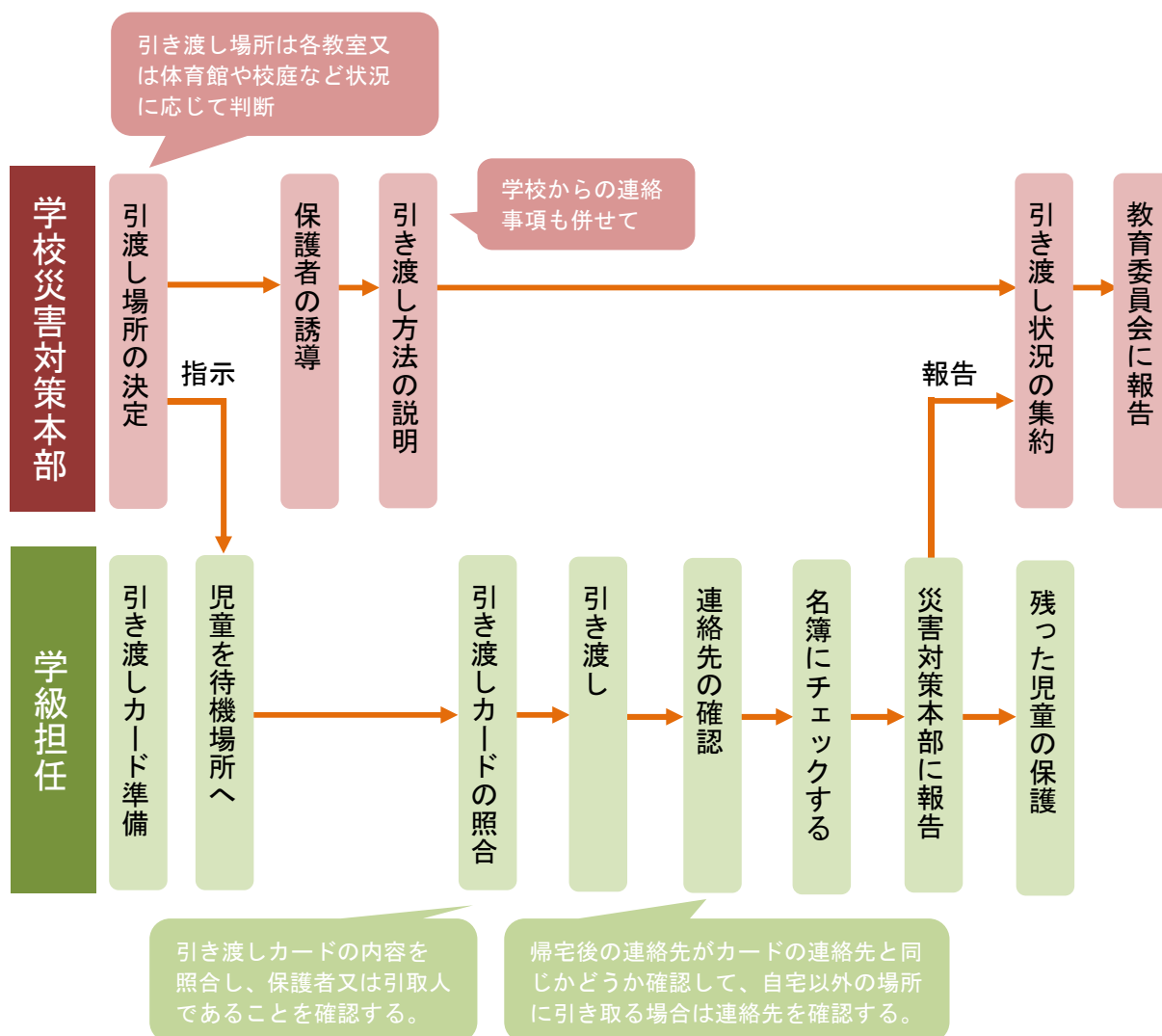
② 児童・生徒等の帰宅方法

あらかじめ定めてある保護者又は、緊急時引き渡しカードに記載のある引取人へ、あらかじめ定める引き渡し方法により児童・生徒等を帰宅させる。

引き渡しは原則として担任があたるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引き渡しは、緊急時引き渡しカードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認できるまで引き渡しを行わない。

また、引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを必ず引渡しカードに記録する。



(9) 児童・生徒等の保護

震度5弱以上の地震が発生した場合は、児童・生徒等は保護者が引き取りに来るまで、原則として学校で保護する。

学校所在地の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。

保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなってしまった児童・生徒等の心のケアに努めると

ともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒等を保護する場合は、安全を確保するため避難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を適時活用する。

(10) 登下校時の対応

通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等又は下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

(11) 避難所運営支援

児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、学校災害対策本部組織に、避難所支援班を設置する。

避難所支援班は、発災直後における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、地域の自主防災組織による避難所運営態勢が確立するまでの支援を行う。

Ⅲ. 風水害への対応

1. 学校の災害対応基準

(1) 児童・生徒等在校時

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
北区で 大雨・洪水警報 の発令	・気象情報、河川水位情報の収集 状況によって、避難の判断又は一斉下校の判断をする。	・通常どおり授業を継続する。	・施設の点検 ・急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所の巡視	・通常どおり授業を継続する。
東京都で 竜巻注意情報 の発令	・気象情報の収集 ・気象状況の監視	・児童生徒等への屋内退避指示 ・通常どおり授業を継続する。 ・児童生徒等の保護	・施設の点検	・屋内に退避する。 ・通常どおり授業を継続する。
北区で 土砂災害警戒情報 の発令	・気象情報の収集 ・関係機関との情報交換 状況によって、避難の判断又は一斉下校の判断をする。	・土砂災害の危険性の高い校地への立入禁止指示 ・校舎内の安全な場所に避難誘導 ・通常どおり授業を継続する。	・急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所の巡視	・指示に従い安全な場所へ避難 ・通常どおり授業を継続する。

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
避難準備情報 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 の発令	学校災害対策本部の設置 ・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・気象情報、河川水位情報の収集 ・関係機関へ状況報告 ・避難場所の指示	・児童生徒等への集団避難指示 ・児童生徒等の確認 ・避難場所への避難誘導 ・保護者への連絡 ・児童生徒等の保護	・情報収集（避難経路や地域の被害状況等の確認） ・教職員の応援	・指示に従い安全な場所へ集団避難 ・避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、原則避難場所で待機とする。

(2) 夜間・休日等の参集基準

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒等の動き
避難準備情報 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 の発令	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（2名程度）は、勤務校に参集する。	避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、学校は臨時休校とする。

2. 水害への対応

(1) 大雨・洪水警報発令時の対応

在校中に大雨警報又は洪水警報が発令された場合は、雨量等の気象情報や河川の水位情報の収集に努め、特に、避難対象校においては、河川の水位の状況に注意をはらい、校内に水が迫る危険を感じた時は、避難勧告等の発令を待つことなく、校長の指示により、児童・生徒等を上層階に避難させ、非常持出品を移動するなどの対応を行う。

学校は、局地的水害により、地域住民の避難所となる場合がある。水害の恐れがあるときは、避難所の開設を予測して、教職員の役割分担を決めるなどの準備を開始する。

(2) 避難勧告等が出された場合の対応

水害の恐れがあり避難が必要な場合は、区から避難勧告等が出される。在校中に避難勧告等が出た場合には、下記の対応をとる。

- ア 校内放送により、避難勧告等が出たことを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。
- イ 学級担任が出席簿で出席者を確認する。
- ウ 北区学校連絡メール配信システム等により、保護者に指定避難場所へ向かうこと及び避難勧告等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- エ 指定避難場所の学校等に受け入れ準備を依頼する。
- オ 学級担任が学級単位で引率して指定避難場所へ引率する。
- カ 非常持出品の持出又は移動する。

- キ 指定避難場所到着時に出席簿で確認する。
- ク 本部長は避難の完了を区災対教育委員会事務局へ報告する。
- ケ 指定避難場所まで浸水の恐れがないか逐次確認する。

避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、原則水害時の指定避難所で児童・生徒等を保護する。なお、避難勧告等が解除されるまで臨時休校とする。

3. 竜巻への対応

(1) 竜巻注意情報が出された場合の対応

竜巻注意情報が発表された場合には、校内放送等により児童・生徒等に注意を呼びかけ、屋内退避を指示する。

さらに、空の様子に注意を払い、竜巻の発生するような積乱雲が近づいている兆しが確認できた場合又は竜巻の発生が確認できたら速やかに校内放送等により竜巻接近を周知し、身の安全確保を指示する。

竜巻注意情報の発表から約1時間は竜巻の発生に注意し、さらに危険な情報が続く場合は、改めて气象台から発表される。

■ 発達した積乱雲が近づく兆し

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

(2) 竜巻接近時の対応

竜巻は発生予測が難しく、移動速度も速いことから、竜巻の発生に気づいてから避難行動を開始するまで時間的な余裕がほとんどない状況も想定される。

ア 教室にいる場合

- ① 窓を閉め、カーテンを閉める
- ② 窓ガラスからできるだけ離れる。
- ③ 丈夫な机の下に入り、身の回りにあるもので頭と首を守る工夫をする。

イ 教室以外の校舎内にいる場合

- ① 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- ② 壁に近いところで避難姿勢をとる。

ウ 登下校時

- ① 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- ② 近くの頑丈な建物に避難する。
- ③ 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。

4. 土砂災害への対応

(1) 大雨警報が出された場合の対応

大雨警報が発表された場合には、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害の危険箇所を定期的に巡視して、土砂災害の兆候（前兆現象）が起きていないか確認する。

■ がけ崩れの主な前兆現象

- ・ がけにひび割れができる
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる
- ・ がけから水が湧き出る
- ・ 湧き水が止まる、濁る
- ・ 地鳴りがする

(2) 土砂災害警戒情報が出された場合の対応

土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害の危険性の高い校地への教職員、児童・生徒等の立入を禁止し、校舎内に避難させる。なお、校舎内も警戒区域に含まれているので、校舎上階の教室を児童・生徒等の一時待機場所とする。

校長又は校長に指名された教職員は、北区教育委員会に連絡を取り、（電話 03-3908-9279・FAX 03-3908-9373）校長が帰宅指導や避難等の判断を行う。

(3) 避難勧告等の発令又は土砂災害の兆候が確認された場合の対応

水害時の避難勧告等が出された場合の対応（8ページ）に従って行動する。

IV. 火災への対応

1 火災の発見

(1) 火災報知機の感知

点灯した受信機の地区表示等の表示区域を確認し、現場へ急行する。消火器、懐中電灯、マスターキーを携行する。現場確認にあたっては、煙や炎が見えなくても安易に誤報と判断することなく、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース、電気配線スペース等の隠ぺいされた部分を見落とさないようにする。確認に手間取るときは、応援を要請する。

情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

(2) 人為的に発見した場合

大声で火事であることを伝えるとともに、非常警報設備、自動火災報知設備の発信機を押す。情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

2 通報

消防への通報は、火災の状況が十分に把握できない場合でも、まず通報し、状況が確認でき次第、随時通報する。

【通報文例】 火事です。北区〇〇X丁目〇番〇号

〇〇小学校の〇階〇室が燃えています。

3 校内連絡

非常ベルを鳴動させ、校内放送で出火場所、避難誘導等を連絡する。

4 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など校内の指定場所へ誘導する。避難誘導は、出火階から始め、順次、出火階の直上階から上の階へ移る。最後に出火階より下の階に対して行う。

学校外へ避難する状況が生じたときは、本部長の指示により避難する。

ア 校内放送により、避難することを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。（校舎内が危険な場合は、安全な場所に学級単位に集合させる。）

イ 学級担任が出席者の人数を確認する。

ウ 学級担任が学級単位で引率して避難する。

エ 避難場所到着時に出席簿で確認する。

5 初期消火

初期消火は消火器、バケツ、屋内消火栓設備等を使って行う。初期消火は、①消火器やバケツを使う場合は、天井に火が移るまで、②屋内消火栓設備を使う場合は、熱又は煙等の発生により安全管理上危険と判断されるまでを目安とし、それを超える状況においては、消防署に任せる。危険物が燃えている場合や、火災現場の近くに危険物がある場合も同様である。

6 学校災害対策本部の設置

火災が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、本部長の指揮の下に消防計画で定められた自衛消防隊組織の役割分担に従い活動に従事する。

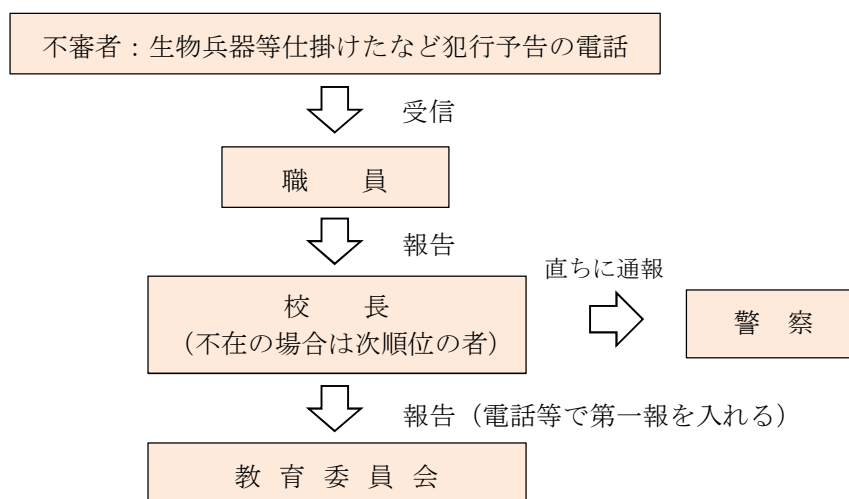
児童・生徒等の安全確認後、本部長は、授業継続又は打切りの判断を行い、保護者へ連絡する。また、教育委員会に火災の発生状況やけが人の有無等を報告する。

V. テロ災害への対応

1 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に教育委員会からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、次のとおり行動する。



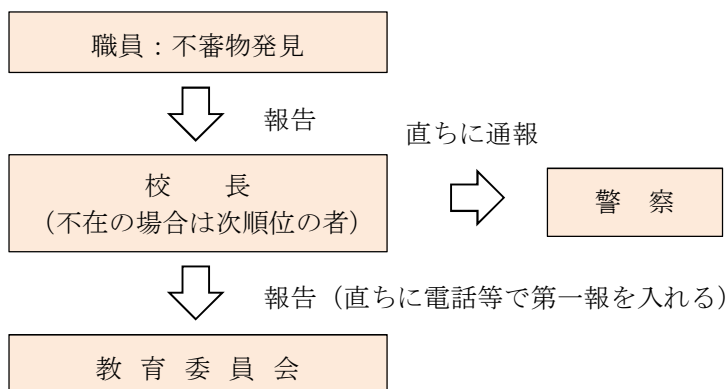
- 「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（予めサイン等を決めておく）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずら電話と感じた場合でも校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。
- 爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等の予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆弾等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）

※テロの形態としては、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

2 事前に犯行声明がなかった場合



- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウィルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

VI. 原子力災害への対応

1 情報収集と児童・生徒等への情報伝達

放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することはできない。よって、緊急事態においては、国や都、区の災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、区災害対策本部と綿密に連絡をとり、情報収集に努める。災害対策本部の情報から状況等を把握し、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

2 適切な退避と避難行動

災害対策本部の対応方針に応じて、児童・生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体

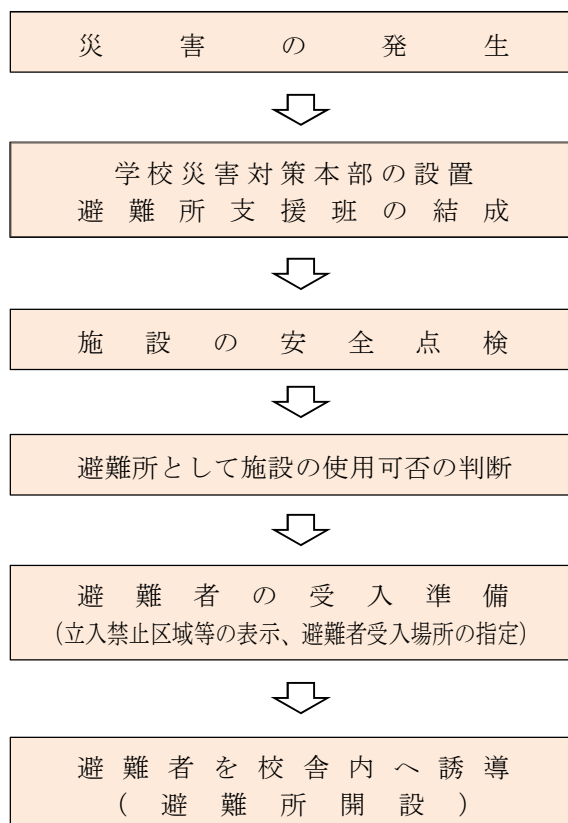
策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童・生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。

また、北区学校連絡メール配信システム等により保護者へ連絡する。

VII. 避難所運営支援

避難所は、自主防災組織を中心に、学校、区の連携により、開設、運営が行われる。教職員は児童・生徒等の安全確保に支障がない範囲で、適切な役割分担のもとにこれを支援する。

学校災害対策本部の本部長は、児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、避難所の開設に備え、避難所支援班を設置する。発災直後は、児童・生徒等の安全確保に全力を注ぎ、「学校施設利用計画」に従って児童・生徒等の安全を確保するためのスペースの確保等を行う。児童・生徒等の保護者への引き渡しの進捗により、順次、教職員を避難所支援班に組み入れて避難所運営の支援にあたる。区の「避難所運営マニュアル」に従い、運営主体の自主防災組織と協議しながら運営を行う。



避難所開設までの流れ

1 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、「建物被災状況簡易チェックシート」により、避難所となる学校施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。二次災害を防止するため安全が確認できるまで、厳冬期であっても避難者を校庭で待機させる。

避難者を受け入れるため、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、区災害対策本部へ報告をする。

2 初動態勢

発災初動期における避難所運営態勢の確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に自主防災組織、校長・副校長、区職員が協力して対応する。

なお、児童・生徒の在校時に発災した場合、避難所支援班が災害当初における避難所の開設・管理運営に従事する。

主 体	役 割 分 担
自主防災組織 (避難者)	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
校長・副校長	(1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受け入れ場所の指示・誘導
区 職 員	(1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、校長・副校長が不在の場合は校長・副校長の役割(2)(3)(4)について学校参集職員が対応する。
ボランティア (児童・生徒)	区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

3 児童・生徒のボランティア活動

災害時、児童・生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。

校長は、児童・生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、ボランティア活動に児童・生徒が進んで参加できるように努める。

児童・生徒がボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられる。